

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）の概要

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、法科大学院における教育は裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に共通して必要とされる法律に関する分野の学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を大学の責務として新たに規定するとともに、法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の創設、法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる。

1. 骨子

(1) 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

- ① 大学の責務として、法科大学院における教育は裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に共通して必要とされる法律に関する分野の学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を新たに規定する。(第4条関係)
- ② 文部科学大臣は、法科大学院の設置基準を定めるときは、法科大学院における教育が①の大学の責務等を踏まえたものとなるよう意を用いなければならないこととする。(新設)
- ③ 法科大学院の修了及び(3)の認定に関する基準及び実施状況等の公表を義務付ける。(新設)
- ④ 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るために課程を置こうとする大学と当該課程における教育の実施等に関する法曹養成連携協定（仮称）を締結し、文部科学大臣の認定を受けられることとともに、認定を受けた法曹養成連携協定の実施状況を認証評価に含めることとする制度を創設する。(新設)
- ⑤ 職業経験を有する者、法学未修者又は(2)の飛び入学若しくは早期卒業により入学しようとする者に対する入学者選抜の実施方法等について適切な配慮を行うものとする。(新設)
- ⑥ 法務大臣は、(3)の法務省令の制定等に際しあらかじめ文部科学大臣に通知するものとする。また、法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求めることができることとする。(第6条関係)

(2) 学校教育法の一部改正

大学院への飛び入学について、大学の単位の修得状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、入学を認めることができるとしてする。(第102条第2項関係)

(3) 司法試験法の一部改正

法科大学院において(1)①の教育が行われることを踏まえ、司法試験の受験資格を有する者に、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位（法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位）を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあるものと当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加する。(第4条関係)

(4) 裁判所法の一部改正

(3)の受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験の合格に加え、法科大学院課程の修了を、司法修習生の採用に必要な要件として規定する。(第66条関係)

(5) 施行期日

(1)(2)は平成32年4月1日 ((1)⑥は公布日) 、(3)(4)は平成34年10月1日

2. 留意事項

(1) 複数法律を一括にする理由

法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成の充実を図るという同一の趣旨・目的を有し、各改正条項に相互関連性があるため。

(2) 閣議決定希望時期 平成31年2月下旬